

岩倉市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市（以下「市」という。）において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するために交付する岩倉市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度等に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 市内で住宅の建設、購入若しくは補修（以下「建設等」という。）又は賃借（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を除く。以下同じ。）をする場合に支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、次の各号に掲げる被害の程度等の区分に応じ、当該各号に定める被災世帯の世帯主（当該自然災害が発生した日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）（以下「支援対象者」という。）に、別表に定めるところにより支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊 当該自然災害により居住する住宅が全壊した被災世帯
- (2) 半壊解体・敷地被害解体 当該自然災害により、その居住す

る住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った被災世帯

- (3) 長期避難 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる被災世帯
- (4) 大規模半壊 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる被災世帯（前2号に掲げる被災世帯を除く。）
- (5) 中規模半壊 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる被災世帯（前3号に掲げる被災世帯を除く。）

2 支援金の支給方法は、口座振替によるものとする。

（支給申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、岩倉市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日における住民票等世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 住宅が前条第1項各号に規定する被害を受けたことが確認できる市が発行する罹災証明書
- (3) 前条第1項第2号の被害の程度等の区分に該当する支援対象者が申請するときは、住宅に半壊の被害が生じ、又は住宅の敷

地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる書類

- (4) 前条第1項第2号の被害の程度等の区分に該当する支援対象者のうち住宅の敷地に被害を受けたものが申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書その他の住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類
- (5) 前条第1項第3号の被害の程度等の区分に該当する支援対象者が申請するときは、支援対象者の属する世帯が同号に規定する被災世帯に該当する旨の市が発行する証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅の建設等又は賃借を行ったことを示す契約書等（支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている者に限る。）の写し及び資金計画書
- (7) 振込先口座を確認できる預貯金通帳の写し等
- (8) その他市長が必要と認める書類

（申請期間）

第5条 支援金の支給の申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給の申請をすることができないと認められる場合は、その期間を延長することができる。

（支給決定等の通知）

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、速やかに支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは岩倉市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2）により、支援金を支給しないことを決定したときは岩倉市被災者生活再建支援金不支給決定通知書（様式第3）により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給すべきものと決定した者に対し、速やかに支援金を支給する。

（状況報告）

第7条 前条の規定により支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、第4条の規定による申請の内容に即した住宅の建設等又は賃貸を完了したときは、岩倉市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4）に当該住宅の建設等又は賃貸が完了したことが確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による申請の際に市長に提出した同条各号に掲げる書類の内容が変更になったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (3) 第4条の規定による申請又は前条の規定による状況報告の内容と異なる住宅の建設等又は賃貸を実施したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、岩倉市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第5）により支給決定者に通知する。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給決定の取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、岩倉市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第6）により支給決定者に支援金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：万円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度等	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	(1) 全壊 (2) 半壊解体 ・敷地被害 解体 (3) 長期避難	100	建設又は購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設又は購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設又は購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	(1) 全壊 (2) 半壊解体 ・敷地被害 解体 (3) 長期避難	75	建設又は購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設又は購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設又は購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

備考

- それぞれの支援金のうち、2以上の区分に該当するときの支援金の額は、該当する区分のうち支援金の支給額の合計が最も高いものとする。
- 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

岩倉市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 岩倉市長 殿

岩倉市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

支給番号

- 1 被災時の世帯の状況について記入してください。
 (1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

- 2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

- 3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座	
ゆうちょ銀行	記号		番号

- 4 住宅の被害程度を○で囲んでください。

被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊 ・半壊解体・敷地被害解体 ・長期避難 ・大規模半壊 ・中規模半壊
------	--

半壊解体・敷地被害解体の被害による住宅の解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金について記入してください。

(1) 基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は変更がない限り空欄のままで結構です。

区分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票の写し 罹災証明書 その他 ()
半壊解体・敷地 被害解体	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額 (A - B)					万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯		
建設又は購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()	
補修	100万円	75万円				
賃借	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
壊 中 規 模 半	建設又は購入	100万円	75万円	100万円		75万円
	補修	50万円	37.5万円			
	賃借	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
申請額 (C - D)					万円	

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は () 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	複数 ・ 単数
被害状況の認定	・ 全壊 ・ 半壊解体・敷地被害解体 ・ 長期避難 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊
解体状況の確認	

申請 受理 印	
---------------	--

様式第2（第6条関係）

岩倉市被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付で申請のあった岩倉市被災者生活再建支援金について、
下記のとおり支給します。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振替

様式第3（第6条関係）

岩倉市被災者生活再建支援金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付で申請のあった岩倉市被災者生活再建支援金について、
下記の理由により支給しないことに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

様式第4（第7条関係）

年 月 日

（宛先）岩倉市長

住所
氏名

岩倉市被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった岩倉市被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅再建方法
- 3 添付書類

様式第5（第8条関係）

岩倉市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付け第 号で通知した岩倉市被災者生活再建支援金の支給の決定について、下記の理由により全部(一部)を取り消します。

記

(理由)

様式第6（第9条関係）

岩倉市被災者生活再建支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付け第 号で支給決定しました岩倉市被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法